

特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールドと称し、その英文名を Non Profit Organization HEARTS OF GOLD と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市北区西辛川 895 番地の 7 レジデンスアロー101 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、被災地や紛争地及び開発途上国の子ども達、障がい者、貧困層の人々に対して実施するスポーツや教育、その他の活動が、人生にチャレンジするための「希望と勇気」を持つ機会を創ることを目的とする。特に、苦境に立ち向かう人々が自分達の抱える問題を自らの力で解決していく自立へとつながることを目指し、彼らと共に人材育成に力を注いでいく。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 国内外におけるスポーツ大会、イベントの運営協力事業
 - ② スポーツを通じた開発支援事業
 - ③ 障がい者支援事業
 - ④ 被災地、紛争地における自立、復興支援事業
 - ⑤ 国際理解・交流事業
 - ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 出版・講演事業
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号の事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。会の運営に参加する権利はなく、且つ総会における議決権も有しない。

(入会)

第7条 この法人に入会を希望する者は、入会の意志が確認できるもの（様式は問わない）により、本部事務局に申し込むものとし、本部事務局は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 本部事務局は、入会を認めないときは、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 会員は、この法人に納入した会費の返還を求められない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) この法人が解散したとき

(退会)

第10条 会員は、退会の意志（電話、メール、手紙等）を本部事務局に連絡して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 会費を一年以上滞納したとき

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拋出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2. 理事のうち代表理事を1名、副代表理事については1名以上を選任することができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事、副代表理事は理事の互選とする。
3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当核役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その職務を総理する。その他の理事は法人の業務においてこの法人を代表しない。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、次の代表理事を定めるまで速やかにその職務を代行する。
3. 理事は、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況の監査
- (2) 財産の状況の監査
- (3) 法令もしくは定款に違反する重大な事実が発生した場合の総会又は所轄庁への報告
- (4) 理事の業務執行並びに財産の状況についての理事会での意見陳述

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
4. 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に勘えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第20条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度初めの事業計画及び事業年度初めの活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第3号における報告のため、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条 総会の議事は、第25条により通知した事項を、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、第25条により通知した事項について書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない社員は、インターネット等を利用したオンラインの会議システムによって総会に参加し、表決することができる。
3. 前項の場合における第27条、前条、次条第1項第2号及び第49条の規定については、その社員は総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。
5. オンラインでの出席者がある場合は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。
 - (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること
 - (2) 総会に参加した者が社員本人であることを確認できること
 - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること
 - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示すること

(議事録)

第30条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数(書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって表決した者、又は他の社員を代理人として表決委任した者の数の付記とオンラインの会議のシステムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録は、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員職務及び報酬
- (4) 会費の額
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 借入金（その事業年度内の利益を持って償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他総会の議決を要しない事項の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号における意見陳述のため、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって、少なくとも1週間までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は2日前までに通知するものとする。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事又は代表理事が指名したものがこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンラインの会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
5. オンラインでの出席者がある場合は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。
 - (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること
 - (2) 理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること
 - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること
 - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示することとする

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法、FAXのいずれかによる表決者がある場合とオンラインの会議のシステムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 2. 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第7章 組織運営

(委員会及び部会等)

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2. 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
3. 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これをわけて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の二種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これをわけて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の二種とする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画および活動予算は、事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

2. 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
3. 予備費を使用するときは、決裁規程に則り行い、理事会に報告しなければならない。
4. やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
5. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
6. 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書及び活動計算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、代表理事が作成し監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2. 決算に剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）するときの残余財産の帰属は、法第 11 条第 3 項の規定に従い、解散を決議する総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定する。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則) この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附則

1. この定款はこの法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	有森 裕子
副代表理事	ローレン・モラー
理事長	萩原 隆
副理事長	緒方 由美子
理 事	君原 健二
	尻石 友也
	松村 政子
	本田 佳子
監事	市川 捷治
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の通常総会の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 法人会員 年会費 30,000 円
 - (2) 個人会員 年会費 3,000 円